

## 契約一覧表（随意契約（物品役務等））

（部局名：函館税関）

（審議対象期間 平成26年10月1日～平成26年12月31日）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	応札者数	再就職の役員の数	備考
埠頭監視カメラシステム（賃貸借物品）修理請負契約一式	支出負担行為担当官 函館税関総務部長 徳 正芳 北海道函館市海岸町2 4-4	平成26年11月21日	三菱電機システムサービス株式会社北海道支店 北海道札幌市厚別区大谷地東2-1-18	公募を実施した結果、埠頭監視カメラシステム（賃貸借物品）修理請負契約の業務履行可能な者が三菱電機システムサービス株式会社北海道支店しかなく競争を許さないことから会計令第29条の3第4項に該当するため。	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	1,899,720円	—	1	—	

（注1）国の行為を秘密にする必要があるもの並びに予定価格が予算決算及び会計令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号のそれぞれの金額を超えないものは含まない。

（注2）公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

（注3）予算決算及び会計令第99条の2又は第99条の3の規定に基づく随意契約による場合には、初度入札における応札者数を応札者数欄に記載する。

（注4）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。